

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和3年度 第2回寒川町指定管理者選定委員会会議		
開催日時	令和3年10月21日（木） 午後3時00分～午後4時45分		
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》		
	学識経験者〔条例第12条第3項第1号〕		
	企業経営に識見を有する者〔規則第2条第1項第1号〕		
	公認会計士		
	社会保険労務士		
	行政運営に識見を有する者〔規則第2条第1項第2号〕		
	神奈川大学法学部教授		
	寒川町まちづくり推進会議の代表		
	町職員〔条例第12条第3項第2号、規則第4条第2項〕		
	畑村副町長（委員長）		
	野崎総務部長（副委員長）		
	深澤企画部長		
	内田教育次長		
	《対象施設の職員》 高橋陽一（教育政策課長）、山口明子（副主幹） 《事務局職員》財産管理課 濁川英明（課長）、杉崎圭太（副主幹）、守屋利明（主査）、 竹内智洋（主任主事）、赤崎平（主任主事）		
議 題	(1) 寒川町町民センター、北部文化福祉会館・北部公民館、南部文化福祉会館・南部公民館の指定管理者候補者の選定に係る審査について (2) その他		
決定事項	条例第4条第2項の諮問に対する答申（委員会としての審査結果）の確定		
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため 〔規則第7条〕
議事の経過	○開会 （事務局） 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回寒川町指定管理者選定委員会午後の部を始めさせていただきます。 昨年度までは企画部企画政策課において事務局を所管しておりました		

が、組織見直しによりまして、本年度から総務部財産管理課において担当することとなりました。つきましては、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～濁川課長、杉崎副主幹、竹内主任主事、守屋主査、赤崎主任主事の順で自己紹介～

自己紹介は以上となります。

続きまして、本委員会についての説明と、会議運営について確認事項を2点説明いたします。

まず、本委員会につきましては、議事内容により委員の構成を変更する形となっております。本日午前は非公募による選定となりましたが、午後の部については、指定管理者になろうとする団体等を公募した場合にあたるため、「寒川町指定管理者選定委員会規則第4条」の規定により、学識経験者並びに副町長、総務部長、企画部長及び審査の対象となる公の施設を所管する教育次長での会議開催となっております。

続きまして、会議運営についての確認事項を2点申し上げます。

1点目でございます。本委員会の会議につきましては、委員会規則第7条により非公開となっておりますことから、委員の皆様の氏名や肩書を積極的にHP等で公表することは、現時点で考えておりません。しかしながら、寒川町情報公開条例に基づく公文書公開請求があった場合には、必要に応じて皆様の氏名等を公表することとなりますので、ご承知おきください。

2点目でございます。応募団体に関する情報につきましては、審査の結果、候補者となった第1位の団体につきまして、その名称を公表して参りますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

本委員会の説明及び運営に関する確認事項は以上でございます。

これより議題となりますので、委員長に議事進行をお願いいたします。

○議題

午後の部「寒川町民センター、寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館、寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館」の指定管理者候補者の選定に係る審査について

(委員長)

議題の「寒川町民センター、寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館、寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館」の指定管理者候補者の選定に係る審査について」ということで、当該施設の候補者選定に関する審査に入ります。

最初に、審査方法に関する提案をいたします。

「寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準」では、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とするとしており、応募者が1団体のみであった場合の規定を設けておりません。

そこで、「寒川町指定管理者選定委員会規則第10条」により、「この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める」との規定がございます。

従いまして、具体的な審査に関する提案を事務局より説明いたしますので、事務局の説明を聞いた後、皆様からのご意見を頂き、審査方法を決定したいと思います。

では、事務局よりお願いします。

(事務局)

①プレゼンは 20 分間の提案と 10 分間の質疑により行う。

②寒川町民センター、寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館、寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館の審査基準に基づき、お手元に配布しております採点表を持ちまして、5 段階評価で採点を行う方式とする。

具体的には、特に優れているものは 5 点、やや優れているものは 4 点、標準的であるものは 3 点、やや劣っているものは 2 点、劣っているものは 1 点とする。満点は 225 点。

③応募が 1 団体のみであったため、すべて 3 点であった場合の点数を基準点とし、その基準点を超えた場合に「可」とする。

④すべて 3 点だった場合の基準点に、本日の委員数である 8 人を乗じた点数 1,080 点をボーダーラインとし、その点数を超えた場合に候補者とする。

事務局からの説明は以上です。

(委員長)

ただいまの提案に対し、何かご意見等ございますか。

(委員長)

特にご意見等がなければ、事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長)

次に、プレゼンテーションに入る前に、審査にあたりまして、指定管理者選定にあたっての対象施設に関する町の考え方、方針、審査にあたってのポイント等について、説明を聞きたいと思います。対象施設の所管である教育政策課より説明をお願いします。

(高橋課長)

教育政策課長の高橋と申します。

それでは、寒川町民センター、北部文化福祉会館・公民館、南部文化福祉会館・公民館に関する町の考え方や施設の概要、審査基準等についてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、町立の公民館は、社会教育法第 20 条で規定する「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」に設置した施設でありまして、そのうち町民センターは地上 3 階、地下 1 階の鉄筋コンクリート造で、昭和 54 年 10 月に開館し、851 席のホールを有する大型の公民館となっております。

また町民センター分室として、寒川小学校の一部を公民館として利用

し、部屋の貸出をしておりますが、利用については町民センターのみ施設を有料で一般団体に貸出をしており、分室につきましては無料の施設となっております。

次に、北部文化福祉会館・公民館は、公民館と老人福祉センターとの複合施設になります。町民の教育文化活動の学習の場として、また、高齢者の健康増進、生きがいの創造の場としての2つの機能を持った施設として設置しております。地上2階建て鉄筋コンクリート造で、昭和57年4月の開館となっております。

南部文化福祉会館・公民館同様に2つの機能を持った施設でありまして、地上2階建て鉄筋コンクリート造で、昭和58年4月の開館となっております。

これらの施設については、多様化する町民ニーズに応え、将来的に持続可能な質の高いサービスを提供するため、平成29年度から指定管理者制度を導入しております。

各館の利用や運営につきましては、子どもから高齢者まであらゆる世代を対象とした公民館講座やイベントなど主催事業の実施のほか、地域住民に活発に利用してもらえるよう各館に利用団体・サークルで構成する『利用者の会』を設置し、利用団体との連絡調整をしております。

また、運営につきましては、『利用者の会』のほかにも、各館に設置している生涯学習推進員や、町の社会教育委員からも意見をいただき、地域住民の声を反映した運営を行っております。

町教育委員会といたしましても、寒川町総合計画2040においては、まちの将来像を「つながる力で新化するまち」としており、第2次寒川町教育振興基本計画でも、「学びの成果を活かした豊かで活力のある地域社会の実現」を目指していることから、公民館が地域活動の拠点として、町民の人づくり、絆づくり、まちづくりを支援する役割や、地域の活性化につながる、家庭、学校、地域などとの連携体制づくりに「意欲のある事業者の選定」に対する認識等についてチェックをお願いしたいと思っております。

続きまして、審査基準についてご説明いたします。

審査項目は大きく8項目に分かれておりまして、その詳細基準の中で標準的な項目については5点満点、重要な項目については倍率2倍の10点満点として設定しており、満点が225点となります。

具体的には、公民館は町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える施設であることから、

項目1の『施設の設置目的を効果的に達成できること』の(1)から(3)、

項目5の『地域の活性化につながるものであること』、

項目6の『利用者の平等な利用を確保できるものであること』、

項目7の『施設の特性に沿った内容となっているか』の(1)、(2)(4)については、公民館の役割の重要なポイントとして見ていただきたいと考え、評点を2倍としております。

また、管理運営についても、

項目2の(2)の管理運営費の縮減、項目3の(1)の専門知識を有する人材の確保、

(2)住民ニーズを的確に把握できる能力、

(3)緊急時の体制、(7)の現在勤務している職員の継続雇用について、項目8の同様、類似の業務実績について評点を2倍としています。

これらの項目にぜひご注目いただき、審査をお願いしたいと考えております。

以上、町立公民館等に関する町の考え方や施設の概要等についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ただいまの説明に関し、何かご質問ありますか。

(深澤部長)

これから提案の業者さんが入られてプレゼンをされていくのですが、第1期目が終わった後ということで、今回は1社の応募があった中でいくと市場競争原理と比較してどうなのかと判断が出来づらいと考えておりまして、適正な価格が基本設定されていますので、それが適正価格としてまずは基準としてあるのかと思いますが、やはり経費部分やこういったことがなされているか確認していかないといけないと思っています。比較対象が2社以上でないのも、比較対象がない中で何と比較するのかというと、これまでの第1期の中で設定した指定管理委託料とそれに伴う実績額と今回設定した額との差がどういうふうな判断をしてよいのか担当課としてどういう所感を思っているのかお聞かせいただきたいのが1点。

もう1点目は公募型になりますのでモニタリングをしている。モニタリングをしている中で、改善点だとかの視点はあったと思うのですが、改善されたところはよいのですが残された課題があるのかどうか、この辺が第2期の中にどのように反映されているのか、担当課としてどう見たのか、もしその辺の所感あるのであれば業者さんが入る前に確認したい。

(高橋課長)

1点目の今回の提案の収支計画書主に事業費の関係ですが、担当課で設定した上限の範囲内ということで、内訳的には多少増えている部分、減っている部分とありますが、おおむね内容的にはお願いした内容で提案いただけたと思っています。事業費につきましては若干増えている部分がありますが、こちらからこういった事業をしてほしいと募集要項に記しているのも、きちんとその内容が取り込んだ意味で、その部分も増えていると思います。5年間の中で各分野で新規事業も多く取り込んでいただいているので、これは1期でやってきた数年間の中で直営でやっていた時代とは違い内容的にも次期をとらえた皆様が興味をもちやすい、多種多様に取り組んでいただいている。広告宣伝はSNSで力を入れてやっていきたいところは我々の見込みは100万円程度が、実績からしてもこれまではばらつきはあるが、事業計画書の提案上では200万円ぐらいはいいと思いますが実績からしてそこまでの金額ではなかったなかで、提案の内容をみると事業を単純に打つだけでなく、より幅広い方々に多くの方に参加していただくには周知が重要だということですし、思考を凝らして工夫してやっていることでの増額なのでこの計画通り行っていたいただければと思っています。

備品購入の関係で、想定していたのは50万円ぐらいですが、提案では100万円強ということで新型コロナウイルス感染症の状況ということで、『抗菌ゲートの設置』という提案があります。事業者としては時期をとら

えた工夫した点なのかなということで、あらためてやるということで担当課は受け止めている。

2点目の改善点が、おおむね利用者アンケートをとっていますが全体的に満足度は高いです。

その中でも、施設面でいいますとトイレの利便性・機能性に問題があり改善希望がありましたが、きちんと対応していただいているという高い評価を頂いています。

各事業は基本的には満足度が高いが、このコロナ化で感染のリスクとうまく両立させながらということで、WEBでのオンライン事業ですがどこまでできるのか。講師の方のこともあるのでなかなか一概に進められませんがこれから状況をとらえると課題があるかなと思っております。

おおむね日々課題はありますが、指定管理者さんと担当の我々とその都度話をするなかで基本的には迅速に対応していただいておりますので、1期の指定管理の状況としては問題なく進めていただいている。以上です。

(深澤部長)

1社という中で指定した金額とその差異はないという金額であったので、肩代わりすることなく努力のあとが見られるかという点が確認したかったので、今の説明の中で工夫してきてその金額実績は遜色ないということで分かりました。2点目については、時勢的課題は困難等もあるが、おおむねモニタリングの中で指定してきた課題には適切対応してきたということで、そう多く課題は残っていないという風にとりましたので、単純に事業計画に基づいて審査していけばよいのかと思います。わかりました。ありがとうございました。

(委員長)

他に何かございますか。

(委員)

今の話を受けまして、今回のご提案の事業計画書の指定管理料についてもそれなりに勉強していただいて、経済効率的なものになっているということでよろしいのでしょうか。

(高橋課長)

提案をいただいた書類を見て、今申し上げたような観点で経済効率性もあると判断しております。

(委員)

今回添付していただいた別紙3の方で、利用状況の一覧表があり令和2年度はコロナの影響で参考にならないと思いますが、令和元年度と平成30年度でコロナ以前のデータですが、今回事業計画書で出していただいている利用者数は同じものと考えていただいてよいですか。積算根拠なんです。

(高橋課長)

コロナ禍はさらに事業は制限がかかりましたので数字的には内訳のようになりましたが、事業計画書上はこれまでの若干の経験の反映はしており

ますが、これまでと同じように考え方のもとに、若干の修正が入っていますが基本的はこれまでのようにしております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

実施管理ですが、令和2年度の4月から6月15日までの夜間利用と人数制限がありましたでしょうか。

(高橋課長)

時間の短縮と部屋定員も50%の制限をかけました。

(委員)

だいたい期間は、いつからいつまでですか。どのような使用ですか。休館以外の夜間制限と人数制限はいつからいつまでですか。

(高橋課長)

国からの緊急事態宣言中と蔓延防止等重点措置期間中の期間の設定がありましたので、基本的にはその期間です。

(委員)

長かったような気がします。

(高橋課長)

夜間利用を開始したのが、9月以降だと思います。

(委員長)

質問がなければ、応募団体に入室していただきます。

(委員長)

それでは、準備が整ったようですので、始めたいと思います。

今回は、寒川町民センター、寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館、寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館の指定管理者に関し、応募いただきましてありがとうございます。

ただいまから、「株式会社オーエンス」様のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

応募団体から提出された書類、また、当該書類に基づき行われたプレゼンテーションと質疑応答の内容については、団体の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、非公開とします。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

プレゼンテーションが終了しました。委員の皆さんは採点表へご記入いただき、終わった方は事務局へ提出願います。

なお、最終集計を行う時間が必要になりますことから、会議再開は、15分後とし、それまで休憩とさせていただきます。

<休憩>

(委員長)

それでは、会議を再開します。事務局から集計結果の報告をお願いします。

(事務局)

それでは、寒川町民センター、寒川町南部福祉文化会館・寒川町南部公民館、寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館の総合得点について報告いたします。

株式会社オーエンスの総合得点は1,329点となり、ボーダーラインとなりました1,080点を超えておりますので本委員会といたしましては、「株式会社オーエンス」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたします、報告は以上です。

(委員長)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、「寒川町民センター、寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館、寒川町北部文化福祉会館・寒川町北部公民館」につきましては、総合得点が1,329点でボーダーラインとした1,080点を超えておりますので、本委員会といたしましては、「株式会社オーエンス」を当該施設の指定管理者候補者とする旨を審査結果といたします。よろしいでしょうか。

<委員同意>

(委員長)

審査につきましては、これで終了いたします。

(2) その他

(委員長)

本日の議事につきましては、以上となりますが、委員のみなさんから何かございますか。

事務局から何かあればお願いします。

(事務局)

事務局より2点連絡がございます。

1点目は今後のスケジュールとなります。

寒川町民センター、寒川町南部文化福祉会館・寒川町南部公民館、寒川町北部福祉会館・寒川町北部公民館の指定管理者候補者として「株式会社オーエンス」を選定する旨の結果を頂きました。この結果を町長及び教育長へ答申いたします。

その後、教育委員会定例会での決定をもって指定管理者候補者として決定致します。

さらに、町議会12月会議に議案として上程しまして、その議決をもつ

	て指定管理者として指名し、来年4月より管理業務をスタートするという流れになります。 2点目は、次回委員会の日程でございます。 次回の第3回委員会は来週28日木曜日15時からで、ここ災害対策本部にて開催いたします。お忙しい中大変恐縮ではございますが、委員の皆様のご出席をいただきますようお願い致します。 事務局からは以上となります。 (委員長) 最後に委員の皆様から、ご意見やご質問等がございますか。 無いようでしたら、本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しします。 (事務局) 本日は長い時間にわたりありがとうございました。これで令和3年度第2回寒川町指定管理者選定委員会を閉会します。次回3回委員会も引き続きよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。 ○閉会	
配付資料	資料：応募団体の申請書類（非公開）	
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	委員長 畑村 正樹 （令和3年11月25日確定）	